

## 当事者参画によるバリアフリー整備に係るハンドブック（仮称）

（第13期福祉のまちづくり推進協議会意見具申）

- 利用者の視点に立った整備を進めるため、当事者参画の更なる促進が必要である
- 更なる促進に当たっては、事業者側・利用者側双方の視点から当事者参画を行うメリットを広く共有することが重要

- 東京2020大会の競技会場となった都立恒久施設について、アクセシビリティワークショップによって当事者点検によるバリアフリー整備を実施
- ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業、地域福祉推進包括補助事業において、住民点検による区市町村施設バリアフリー改修を支援
- バリアフリー基本構想の作成に際して、施設を利用する高齢者・障害者等の意見を反映する措置を講じる必要があるとされている。

（※バリアフリー基本構想…区市町村において作成するバリアフリー整備の基本方針のこと。BF法において作成が努力義務。）

- 過去の好事例を検証し、取組を行うために必要なポイント（目的・効果・手法など）をまとめた

「当事者参画によるバリアフリー整備に係るハンドブック」を作成する。 ※検討会を3回程度実施し、令和6年3月発行予定



## 心のバリアフリーの広報事業

（第13期福祉のまちづくり推進協議会意見具申）

- 「障害の社会モデル」の考え方を正しく理解できるよう、わかりやすく何度も触れることができる発信方法の工夫が必要
- 当事者の困りごとをわかりやすく、共有しやすい言葉を用いて、自分ごと化しやすい形で発信することが重要

- これまでの取組を通じて、都民の心のバリアフリーの認知度は50.0%（令和3年度東京都福祉保健基礎調査）となった。
- 心のバリアフリーの意識が浸透した共生社会を実現するため、2030年に向けて「心のバリアフリーの認知度75%」を目指し更なる取り組みが必要である。

- 心のバリアフリーの広報事業を実施 ※ポータルサイト等のリリースは令和5年12月を予定

### 1 広く都民に「心のバリアフリー」を理解してもらうために、わかりやすい・共有しやすい言葉で伝える

- ・ 「心のバリアフリー」のイメージをわかりやすく言語化したキャッチコピーの活用

### 2 わかりやすく、体系的に見せるポータルサイトの作成と理解促進に向けたコンテンツの充実

- ・ これまでの施策を体系的・横断的に発信できるポータルサイトの創設
- ・ 動画等、興味を引くコンテンツによる発信

### 3 多様な人々の生活のシーンをイメージして、相手を理解し、対応するために、求められる行動をわかりやすく伝える

- ・ だれもが経験したことのある生活のシーンを使った問題提起
- ・ 身近なバリアフリー設備の適正な利用を一緒に考える